

意見

聴かせてください！ あなたの

市では、市の基本的な計画などを策定しようとするときに、事前に素案を公表し、市民の皆さんからご意見を伺い、寄せられたご意見を考慮して最終案をつくりまします。
今回は、次の案件へのご意見を募集します。

案件名

【つくばみらい市同意企業立地重点促進区域における 緑地面積率等を定める条例(案)】

市では、企業立地促進に基づく工場立地法で定める緑地面積率の緩和を検討しています。
今回、この案に対するご意見を募集します。
※同意企業立地重点促進区域とは…特に重点的に企業立地を図るべき区

域のことをいいます。
※工場立地法とは…工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

【閲覧および意見募集期間】

次の期間内に、条例(案)の閲覧・配布(有償)および意見募集を行います。

・3月19日(金)～4月18日(日)(閉庁日も可)

※募集期間終了後、募集結果をホームページおよび担当課で公表します。

【意見の提出方法】

閲覧場所に設置してある意見提出用紙を、産業政策課まで郵送、ファックス、または閲覧場所へ直接持参するか、市ホームページより提出してください。

●提出・問い合わせ先

谷和原庁舎 産業政策課
(〒300-2492 つくばみらい市加藤237) ☎58-2111 (内線8142) FAX 52-6024


【意見を提出できる方】

- ・ 次のいづれかに該当する方が、意見を提出できます。
- ・ 市内に住所がある方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する方
- ・ 市内の事務所または事業所に勤務している方
- ・ 市内の学校に在籍している方

【閲覧できる場所】

- ・ 市に対して納税義務がある方
 - ・ 条例(案)に利害関係を有する方
- 次の場所で閲覧することができます。

- ・ 伊奈庁舎 市民窓口課
 - ・ 谷和原庁舎 産業政策課
 - ・ 市ホームページ
- http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sec/hisyo-koutyou/pabkome/09.htm



縦覧できます 固定資産税

固定資産税の情報開示制度により、納税者の皆さんが、他の土地や家屋の価格との比較ができます。

- つくばみらい市の納税者であれば「土地家屋価格等縦覧帳簿(所在・地目・種類・面積・評価額などがわかるもの、所有者名の記載なし)」により、他の物件を縦覧できます。
- 自己の資産については、これまでどおり名寄帳の閲覧ができます。
- 借地人、借家人なども、対象となる物件の閲覧や証明を請求できます。

※縦覧・閲覧を申請する場合は、納税者や借地・借家人であることを証明できるものを用意してください。(代理人の場合は委任状が必要です。)

▼縦覧期間 = 4月1日(木)～30日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

▼縦覧場所 = 伊奈庁舎税務課

問 伊奈庁舎税務課
☎58-2111 (内線1135～1137)

Vol.6 【キーワードは「市民協働」】

男女共同参画社会基本法が施行されてから10年が過ぎました。

この法律は、男女がお互いを尊重し共に責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目的として制定され、国、県および市町村などが中心となって意識啓発に努めてきました。

個性と能力を生かす社会へ

～男女共同参画コラム～

しかし、法律施行から10年が過ぎても、固定的役割分担意識が根強く残っていること、意思決定の場に女性の参加が少ないこと、男性の家事・育児に関わる時間が短いこと、男女間における暴力が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現には程遠い現状が

あります。
このことを踏まえ、これからの私たちは何をすべきか。男女共同参画社会の実現には、市、市民および事業者が、それぞれの立場にある責務と役割を果たし、積極的に協働していくことが不可欠なのです。

そこで、市は市民および事業者と共に、市全体で取り組んでいく姿を示す「男女共同参画推進条例」の制定を進めています。
キーワードは、「市民協働」。市は、市民や事業者の率先した取り組みを積極的に応援・協力してまいります。男女共同参画社会の実現に向けて、共に推進していきましょう。